

館林市立学校給食センター  
整備運営事業

入札説明書

平成 28 年 1 月 14 日

群馬県館林市

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、館林市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成28年1月13日に特定事業として選定した館林市立学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施するにあたり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す別添資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。平成27年10月15日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

#### ○別添資料

別添資料1「要求水準書」

別添資料2「様式集」

別添資料3「落札者決定基準」

別添資料4「基本協定書（案）」

別添資料5「事業契約書（案）」

なお、入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書等に関する質問に対する回答」によることとする。

## 目 次

<b>第1章 特定事業の概要</b> .....	1
1 事業名.....	1
2 公共施設の管理者の名称.....	1
3 本事業の目的.....	1
4 本事業の基本方針.....	1
5 事業方式.....	2
6 事業期間.....	2
7 事業範囲.....	2
8 施設概要等.....	4
9 事業者の収入.....	5
10 市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）.....	5
11 事業のスケジュール（予定）.....	5
12 法令等の遵守.....	5
<b>第2章 入札参加者に必要な資格に関する事項</b> .....	6
1 入札参加者の構成等.....	6
2 入札参加者の参加資格要件（共通）.....	7
3 入札参加者の参加資格要件（業務別）.....	7
4 構成員及び協力企業の制限.....	8
5 参加資格の確認及び失格要件.....	9
<b>第3章 入札手続き等に関する事項</b> .....	10
1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）.....	10
2 入札説明書等の交付.....	10
3 資料の配付.....	10
4 入札説明書等に関する説明会.....	11
5 入札説明書等に関する第1回質問の受付.....	11
6 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答.....	11
7 入札参加表明書、参加資格審査申請調書等の受付.....	11
8 参加資格審査結果の通知.....	12
9 参加資格審査結果への理由説明の受付.....	12
10 入札説明書等に関する第2回質問の受付.....	12
11 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答.....	12
12 提案書類の受付.....	12
13 入札及び開札.....	13

14	入札参加者に対するヒアリング	14
15	入札価格の算定方法について	14
16	予定価格等	14
17	入札参加に関する留意事項	14
<b>第4章</b>	<b>事業者の選定に関する事項</b>	<b>17</b>
1	審査委員会の設置	17
2	入札方法	17
3	審査の方法	17
4	落札者の決定	17
5	入札の中止	17
6	落札者を決定しない場合	18
7	結果の通知及び公表	18
<b>第5章</b>	<b>事業契約に関する事項</b>	<b>19</b>
1	基本協定の締結	19
2	事業者との仮契約の締結	19
3	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	19
4	契約を締結しない場合	19
5	事業者の事業契約上の地位	19
6	費用の負担	19
7	入札保証金	19
8	契約保証金	19
<b>第6章</b>	<b>事業実施に関する事項</b>	<b>20</b>
1	誠実な事業の遂行	20
2	市による本事業の実施状況の確認	20
3	事業期間中の事業者と市の関わり	20
4	支払い手続き	20
<b>第7章</b>	<b>その他</b>	<b>21</b>
1	入札説明書等に関する問合せ先	21
<b>別紙1</b>	<b>入札価格の算定方法について</b>	<b>22</b>
1	サービス対価の構成	22
2	サービス対価の算定方法	23
<b>別紙2</b>	<b>サービス対価の支払い方法</b>	<b>28</b>
1	サービス対価の支払い方法	28
2	サービス対価の改定	30
<b>別紙3</b>	<b>モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法</b>	<b>33</b>

1	減額等の対象	33
2	減額等の措置を講じる事態	33
3	減額等の決定過程	33
4	サービス対価Cの変動費の減額	34
5	サービス対価C総額の減額	34

## 第1章 特定事業の概要

### 1 事業名

館林市立学校給食センター整備運営事業

### 2 公共施設の管理者の名称

館林市長 安楽岡 一雄

### 3 本事業の目的

本市の学校給食については、昭和46年9月に第一センターが開設されたのを機に、その後昭和53年9月に第二センターが建設され、現在は第一センターが第四小学校を除く市内小学校10校に、第二センターが市内中学校5校に給食を提供し、施設全体で毎日約6,800食を調理している。

しかしながら、施設設備等の老朽化が深刻化しており、維持管理に苦慮している状況にあることや、平成21年度末に実施した耐震診断ではDランク「耐震性能は非常に低く大規模改修が必要」という判定結果が出ており、新たな施設整備を行うものである。

施設整備の検討については、平成23年度より、館林市学校給食検討委員会、館林市学校給食運営委員会で実施し、平成25年5月に館林市教育委員会が「館林市学校給食施設整備基本方針」を策定した。その後本市として、第四小学校を含む市内小学校11校と、市内中学校5校の全16校を対象としたセンター方式にて建設整備を進めることとなったため、平成26年度に整備手法の検討を行い、PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))に基づくPFI方式を採用して実施するものである。

本事業を実施するにあたっては、安全・安心で、良質な学校給食の提供を効率的に実現することを目的とする。

### 4 本事業の基本方針

本事業は、新たに1日あたり7,000食の供給能力のある学校給食センターを整備し、その事業期間内において、施設の維持管理及び運営を行うものである。

事業実施にあたっての基本方針は以下のとおりである。

基本方針	
項目	内容
①衛生管理の徹底	HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理基準 (文部科学省)」、「大量調理施設衛生管理マニュアル (厚生労働省)」に適合した施設の整備と運営を行い、衛生管理の徹底を図る。
②調理機能の充実	創意工夫を凝らした調理方法の実践に意欲的に取り組むとともに、多種多様な献立作成が可能となるよう、多機能か

基本方針	
項目	内容
	つ高効率な厨房設備の導入や、調理しやすい作業空間の確保など、理想的な調理機能の充実に努める。
③アレルギー対応食への対応	食物アレルギーを持つ児童生徒への学校給食の提供に対応する設備を兼ね備えた施設とし、これに応じた運営システムの構築に取り組む。
④食育の推進	栄養教諭又は栄養職員が中心となり、食に関する指導や市内学校への給食時訪問、施設見学者への説明等を積極的に行うことで、食の大切さを学ぶ機会の充実に努める。 また、食育の一環として、下処理から調理及び洗浄まで、学校給食調理の一連の流れを一通り見学できる構造の施設とする。
⑤環境への配慮	太陽光発電システムなど、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー機器の導入を促進することで、環境負荷低減に配慮した施設設備とする。 また、給食残渣等の減量化等への対応に取り組む。
⑥ライフサイクルコスト(LCC)の低減	施設的设计、建設、維持管理、運営等全般におけるライフサイクルコストの低減を可能な限り追求する。
⑦災害時等の稼働	地震等の災害時において、施設を活用した最低限の食料の炊き出し等が可能となる施設設備とする。

## 5 事業方式

P F I法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が本施設を設計・建設し、施設の所有権を市へ移転した後、本施設の維持管理及び運営を行うB T O (Build Transfer Operate)方式とする。

## 6 事業期間

- |               |                              |
|---------------|------------------------------|
| (1) 設計・建設期間   | 平成28年10月～平成30年7月(1年10ヵ月)     |
| (2) 開業準備期間    | 平成30年8月(夏季休業期間中)             |
| (3) 維持管理・運営期間 | 平成30年8月(2学期から)～平成45年8月(15ヵ年) |

なお、事業終了後の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴きながら、市が事業期間内に決定する。

## 7 事業範囲

- (1) 設計業務
  - ・事前調査業務
  - ・建築本体(建築本体、建築付帯設備等)に係る設計業務

- ・ 厨房設備に係る設計業務
- ・ 工事開始までに必要な関連諸手続き
- (2) 工事監理業務
- (3) 建設業務
  - ・ 建設工事業務
  - ・ 厨房設備の調達・設置業務
- (4) 各種備品調達等業務
  - ・ 各種備品の調達・設置業務
  - ・ 各種備品の台帳作成業務
- (5) 開業準備及び引渡業務
  - ・ 開業準備業務
  - ・ 引渡業務
- (6) 維持管理業務
  - ・ 建築物保守管理業務
  - ・ 建築設備保守管理業務
  - ・ 厨房設備保守管理業務
  - ・ 各種備品保守管理等業務
  - ・ 外構等保守管理業務
  - ・ 清掃業務
  - ・ 警備業務
  - ・ 長期修繕計画業務（大規模修繕は除く）
- (7) 運営業務
  - ・ 献立作成支援業務
  - ・ 検収補助業務
  - ・ 調理等業務
  - ・ 洗浄・残菜等減量化及び処理業務
  - ・ 配送・回収業務
  - ・ 衛生管理業務
  - ・ 運営備品更新等業務
  - ・ 食育支援業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 提供食数の決定
- ・ 献立作成
- ・ 食材調達及び検収
- ・ 検食
- ・ 主食（ご飯、パン、麺）・牛乳・直送品の配送
- ・ 配膳（各学校での配膳）

- ・給食費の徴収管理
- ・児童・生徒への食育業務
- ・見学等の対応

## 8 施設概要等

### (1) 立地条件

- ① 事業用地 館林市新宿一丁目 200-5 他 8 筆
- ② 敷地面積 7437.94 m<sup>2</sup>
- ③ 用途地域 準工業地域
- ④ 建ぺい率 60%
- ⑤ 容積率 200%

### (2) 施設概要

- ① 提供食数 1日あたり最大 7,000 食
- ② 対象学校 小学校 11 校  
中学校 5 校  
合計 16 校

### (3) 施設要件

詳細は、別添資料 1「要求水準書」に記載する。

区分		必要とする主な諸室	
施設 本体	給食 エリア	汚染 作業 区域	食材搬入用プラットホーム、検収室、食品庫、調味料計量室、冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)、各下処理室、器具等洗浄室(1)、油庫、廃棄物庫、洗浄室(2)、物品庫(倉庫)、残菜処理室、回収風除室等
		非汚染 作業 区域	煮炊き調理室(野菜上処理室共)、揚物・焼物・蒸物調理室、和え物室(保冷库(室)共)、アレルギー対応食調理室、器具等洗浄室(2)、物品庫(倉庫)、コンテナ室、洗浄室(1)、配送風除室等
		その他 区域	汚染作業区域前室(午前・午後)、非汚染作業区域前室(午前・午後)等
	一般 エリア	管理 区域	市職員用事務室・給湯室・更衣室・便所・洗濯・乾燥室(物干しスペース共)、放射能測定機器室、書庫、倉庫等
		事業者 区域	事業者用玄関・事務室・給湯室・更衣室・便所、調理員用更衣室・シャワー室・休憩室・便所・洗濯・乾燥室(物干しスペース共)等
		共用 区域	玄関、廊下(見学ホール・機能共)、来客用便所、多目的便所、研修室、調理実習室、来客用給湯室、階段、エレベーター、ボイラー室、各設備室、倉庫等
付帯施設		駐車場、駐輪場、ごみ置場、受水槽、排水処理施設、構内通路、門扉・フェンス等	

## 9 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態（サービス購入型）の事業である。詳細は別紙2「サービス対価の支払い方法」に示す。

### (1) 設計業務、工事監理業務、建設業務、各種備品調達等業務、開業準備及び引渡業務に係る対価

市は、事業者が実施する施設の設計業務、工事監理業務、建設業務、各種備品調達等業務、開業準備及び引渡業務に係る対価として、あらかじめ定める額を事業者が市に施設を引き渡した後にサービス対価Aとして一括で支払う。また、市は、当該業務に係る対価からサービス対価Aを控除した額を、維持管理・運営期間にわたりサービス対価Bとして元利均等方式により事業者を支払う。

### (2) 維持管理業務及び運営業務に係る対価

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営業務に係る対価を、サービス対価Cとして維持管理・運営期間にわたり事業者を支払う。

## 10 市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）

市は、本事業の実施状況の確認（以下「モニタリング」という。）を行い、事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。

モニタリング方法及びサービス対価の減額方法については、別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」によるものとする。

## 11 事業のスケジュール（予定）

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| (1) 落札者決定      | 平成28年6月                      |
| (2) 仮契約        | 平成28年7月                      |
| (3) 事業契約の締結    | 平成28年9月                      |
| (4) 施設の設計・建設   | 平成28年10月～平成30年7月（1年10ヵ月）     |
| (5) 開業準備期間     | 平成30年8月（夏季休業期間中）             |
| (6) 施設の維持管理・運営 | 平成30年8月（2学期から）～平成45年8月（15ヵ年） |

## 12 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、各種の法令等を遵守すること。

## 第2章 入札参加者に必要な資格に関する事項

### 1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、次に掲げる企業により構成されるグループとする。なお、設計企業、建設企業、厨房設備企業、維持管理企業及び運営企業については、一企業とすることも複数の企業とすることも可能とする。
  - ① 本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）
  - ② 本施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
  - ③ 本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）
  - ④ 本施設の厨房設備等を設計・製作・設置業務を行う企業（以下「厨房設備企業」という。）
  - ⑤ 本施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
  - ⑥ 本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）
  - ⑦ 上記①から⑥に当てはまらない企業（以下「その他企業」という。）
- (2) 本事業を実施することと選定された入札参加者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてS P C（Special Purpose Company：特別目的会社）を館林市内に設立するものとする。なお、入札参加者のうち、S P Cに出資し、S P Cから直接業務を受託又は請け負う者を構成員、S P Cに出資せず、S P Cから直接業務を受託又は請け負う者を協力企業という。
- (3) 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこと。また、代表企業は、S P Cの最大出資者とする。
- (4) 全ての構成員はS P Cに対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成員での出資比率は、S P Cの全株式の50%を超えるものとする。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- (5) 入札参加表明書の提出以降、代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員及び協力企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- (6) 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。
- (7) 構成員及び協力企業は、S P Cから請け負った業務の一部について、第三者に委託、

又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

## 2 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (3) それぞれの業種（工種）において必要となる市の入札参加資格を有していること。

## 3 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業は、業務別に次の参加資格要件を満たすものとする。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

- (1) 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①及び②の要件を満たすこと。
  - ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
  - ② HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
  - ③ 平成17年4月以降に延床面積3,000㎡以上の学校給食センターの実施設計の実績を有していること。
- (2) 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①及び②の要件を満たすこと。
  - ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
  - ② HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
  - ③ 平成17年4月以降に延床面積3,000㎡以上の学校給食センターの実施設計の実績を有していること。
- (3) 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は少なくとも①、②、③、④及び⑤の要件を満たすこと。

なお、第三者に委託、又は下請人を使用する際の一次下請け業者選定について、市の入札参加資格（電気又は管）を有し、館林市内に本店（又は支店・営業所）を有する者から1社以上選定すること。ただし、構成員又は協力企業の中に、本条件を有する者【市の入札参加資格（電気又は管）を有し、館林市内に本店（又は支店・営業所）を有する

- 者】が1者以上含まれる場合はこの限りではない。
- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
  - ② 館林市内又は邑楽郡内に本店を有する者とする。ただし、邑楽郡内に本店を有する者については、合わせて館林市内に支店又は営業所を有する者とする。
  - ③ 建築一式工事において格付等級がAである者とする。
  - ④ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
  - ⑤ 平成17年4月以降に公共施設（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造）の新築又は改築の施工実績を有する者とする。
  - ⑥ S P Cに出資する構成員とすること。
- (4) 厨房設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①の要件を満たすこと。
- ① 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
  - ② S P Cに出資する構成員とすること。
- (5) 維持管理企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①の要件を満たすこと。
- ① 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
  - ② S P Cに出資する構成員とすること。
- (6) 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①の要件を満たすこと。
- ① H A C C P対応に対する相当の知識を有していること。
  - ② 7000食以上の学校給食施設における調理業務の実績及び運営能力を有していること。
  - ③ S P Cに出資する構成員とすること。

#### 4 構成員及び協力企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者。
- (2) 市の指名停止措置を受けている者。

- (3) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者。
- (5) 役員等及び下請け契約の相手方が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）もしくは暴力団により事業活動を実質的に支配されているなど、暴力団員と関わりを有する者。
- (6) 本事業に係るアドバイザーと関連がある者。  
※本事業の業務に関わっているものはパシフィックコンサルタンツ株式会社、日比谷パーク法律事務所である。
- (7) 直近 1 年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。
- (8) 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と関連がある者。

## 5 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、入札参加表明書の提出期限の最終日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者又は入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。ただし、前述第 2 章 1(5)の規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員及び協力企業については、変更する場合がある。

### 第3章 入札手続き等に関する事項

#### 1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
平成28年1月14日（木）	入札公告及び入札説明書等の交付
平成28年1月18日（月）	入札説明書等に関する説明会
平成28年1月19日（火）～ 平成28年2月2日（火）	入札説明書等に関する第1回質問の受付
平成28年2月29日（月）	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成28年3月1日（火）～ 平成28年3月7日（月）	入札参加表明書、参加資格審査申請調書等の受付
平成28年3月17日（木）	参加資格審査結果の通知
平成28年3月18日（金）～ 平成28年3月23日（水）	参加資格審査結果への理由説明の受付
平成28年3月18日（金） 平成28年3月24日（木）	入札説明書等に関する第2回質問の受付
平成28年3月31日（木）	参加資格審査結果への理由説明に対する回答
平成28年4月15日（金）	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成28年5月10日（火）	提案書類の受付、入札及び開札
平成28年6月中旬	入札参加者に対するヒアリング
平成28年6月下旬～7月	落札者決定及び公表
平成28年6月下旬～7月	基本協定の締結
平成28年7月下旬～8月	仮契約の締結
平成28年9月	事業契約の議決及び締結

#### 2 入札説明書等の交付

事業者において、市のホームページよりダウンロードすること。

#### 3 資料の配付

##### (1) 配付資料一覧

- ・配付資料1 現況平面図（データ：jww形式）
- ・配布資料2 公立学校施設台帳（施設の配置図・平面図データ：pdf形式）
- ・配布資料3 館林市新宿一丁目用地地質調査業務委託報告書（データ：pdf形式）

(2) 配付期間及び配付場所

- ① 期間：平成28年1月20日（水）～平成28年1月29日（金）午後5時  
※平日午前9時～午後5時の間とする。
- ② 場所：館林市立学校給食センター事務室  
※来所の際には、事前に電話連絡すること。

(3) 誓約書の提出

配付希望事業者は、別添資料2「様式集」様式1-1「配付資料に係る誓約書」に必要事項を記載、押印のうえ、持参すること。

#### 4 入札説明書等に関する説明会

入札に参加を希望する事業者に対して、入札説明書等に関する説明会を開催する。

- ・日 時 平成28年1月18日（月）午後3時～
- ・場 所 館林市立学校給食センター2階会議室
- ・申し込み方法 平成28年1月18日（月）午前10時までに、電子メールにより提出すること。（別添資料2「様式集」様式1-2「入札説明書等に関する説明会参加申込書」）

※本説明会で入札説明書等の配布は行わないので各自持参すること。

#### 5 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等に関する第1回質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間 平成28年1月19日（火）～平成28年2月2日（火）午後5時
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。（別添資料2「様式集」様式1-3「入札説明書等に関する質問書」）

#### 6 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答を、平成28年2月29日（月）に市のホームページにおいて公表する。

#### 7 入札参加表明書、参加資格審査申請調書等の受付

入札に参加を希望する事業者は、入札参加表明書及び参加資格審査申請調書等を提出し、参加資格の審査を受けること。

(1) 提出書類

別添資料2「様式集」に示すとおりとする。

(2) 提出方法等

- ・提出期間 平成28年3月1日（火）～平成28年3月7日（月）午後5時
- ・提出場所 館林市立学校給食センター事務室

- ・提出方法 持参又は書留郵便によるものとする。  
※持参の場合は、平日午前9時～午後5時の間とする。

## 8 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加資格審査の申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成28年3月17日（木）までに書面により通知する。この際、受付番号を併せて通知するので、提案書類の作成時に使用すること。

## 9 参加資格審査結果への理由説明の受付

参加資格がないとされた事業者は、市に対して、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- ・提出期間 平成28年3月18日（金）～平成28年3月23日（水）午後5時
- ・提出場所 館林市立学校給食センター事務室
- ・提出方法 持参又は書留郵便によるものとする。  
※持参の場合は、平日午前9時～午後5時の間とする。
- ・提出書類 様式は自由とする。（ただし、代表企業の代表者印を要する。）

市は説明を求められた場合は、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、平成28年3月31日（木）までに書面により回答する。

## 10 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等に関する第2回質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間 平成28年3月18日（金）～平成28年3月24日（木）午後5時
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。（別添資料2「様式集」様式1-3「入札説明書等に関する質問書」）

## 11 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等に関する第2回質問に対する回答を、平成28年4月15日（金）に市のホームページにおいて公表する。

## 12 提案書類の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、提案書類を次のとおり提出すること。なお、一度提出された提案書類について、変更等は認めないものとする。

- (1) 提出日時  
平成28年5月10日（火）午前9時～午後3時
- (2) 提出場所  
館林市立学校給食センター事務室

(3) 提出書類の作成方法等

別添資料2「様式集」に示すとおりとする。

(4) 提出方法

持参によるものとする。

### 13 入札及び開札

入札及び開札は、入札参加者立会いのうえ、次のとおり行うものとする。

(1) 日時

平成28年5月10日（火）午後4時（予定）

(2) 場所

館林市役所

※詳細な場所は追って通知する。

(3) 提出書類の作成方法等

別添資料2「様式集」に示すとおりとする。

(4) 提出方法

持参によるものとする。

(5) 入札価格の確認等

開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内で入札した入札参加者を選定の対象とする。

入札価格が予定価格を超えている場合は、その入札は無効となり、当該入札参加者は失格となる。なお、その場で当該入札参加者に通知する。

(6) 入札時の注意事項

- ① 入札参加者は、館林市財務規則、入札説明書等及び現場を熟知のうえ入札しなければならない。
- ② 入札手続きについては、入札参加者の代表企業が行うこと。
- ③ 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- ④ 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、入札しなければならない。
- ⑤ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、代理人にその委任状（別添資料2「様式集」様式2-4「委任状（受任者）」）を提出させなければならない。
- ⑥ 入札参加者又は入札参加者の代理人は身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

- ⑦ 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、事業契約の解除等の措置をとる。
- ⑧ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- ⑨ 入札参加者又は入札参加者の代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。
- ⑩ 入札に立ち会うことができる者は、入札参加者 1 者について 1 名限りとし、入札室に立ち入ることができる者も原則として同様とする。
- ⑪ 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

#### 14 入札参加者に対するヒアリング

提案書類の審査にあたって、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施時期は平成 28 年 6 月中旬を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

#### 15 入札価格の算定方法について

##### (1) 入札価格の算定方法

市が支払うサービス対価の合計を入札価格とすること。入札価格の算定方法等については、別紙 1「入札価格の算定方法について」及び別紙 2「サービス対価の支払い方法」を参照すること。

##### (2) 交付金の考え方

交付金の考え方については、別紙 1「入札価格の算定方法について」及び別紙 2「サービス対価の支払い方法」を参照すること。

#### 16 予定価格等

##### (1) 予定価格

予定価格は、参加資格審査が行われた後に公表する。

##### (2) 最低制限価格

最低制限価格は、無しとする。

#### 17 入札参加に関する留意事項

##### (1) 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- ① 入札にあたって、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札にあたって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及

び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。

- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ④ 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、館林市立学校給食センター整備運営事業 P F I 事業者選定審査委員会の委員に面談を求めたり、自社の P R 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札提案書類作成要領

入札提案書類を作成するにあたっては、別添資料 2「様式集」に示す指示に従うこと。

(4) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類の提出期限までに、別添資料 2「様式集」様式 3「入札辞退届」を担当部署まで提出すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格がない者又は入札参加資格確認書を受領しなかった者が行った入札。
- ② 入札参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札。
- ③ 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札。
- ④ 誤字又は脱字により入札者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札。
- ⑤ 入札参加資格確認後、入札日までに入札参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している入札参加者が行った入札。
- ⑥ 金額を訂正した入札書によって行われた入札。
- ⑦ 件名、その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札。
- ⑧ 同一入札について入札参加者又は入札参加者の代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札。
- ⑨ 同一入札について入札参加者及び入札参加者の代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札。
- ⑩ 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札。

- ⑪ 代理人で委任状を提出しない者が行った入札。
- ⑫ 明らかに連合によると認められる入札。
- ⑬ 入札書別紙が同封されていない入札及び入札書別紙に不備等がある入札。
- ⑭ その他入札の条件に違反した入札又は入札執行官の指示にしたがわない者の入札。

(6) 入札提案書類の取り扱い

① 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

## 第4章 事業者の選定に関する事項

### 1 審査委員会の設置

最優秀提案の選定にあたり、学識経験者及び市職員から構成される「館林市立学校給食センター整備運営事業PFI事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、入札提案書類等の審査を行う。市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

審査委員会は以下の委員で構成される。なお、審査委員会は非公開とする。

役職	氏名	所属等
委員長	安登 利幸	亜細亜大学大学院 アジア・国際経営戦略研究科 委員長・教授
副委員長	宮崎 均	公立大学法人前橋工科大学 副学長 工学研究科建築学専攻 教授
委員	神戸 美恵子	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 健康栄養学科 准教授
委員	戸部 敬宏	館林市政策企画部長
委員	坂本 敏広	館林市教育委員会教育次長

### 2 入札方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定にあたっては、設計・建設能力、維持管理・運営能力、事業計画能力及び市の財政支出額等を総合的に評価するため、総合評価落札方式による条件付き一般競争入札により行う。

### 3 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

#### (1) 資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請調書等について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加希望者の代表企業に通知する。

#### (2) 提案審査

あらかじめ設定した別添資料3「落札者決定基準」に従って、審査委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。

### 4 落札者の決定

市は、審査委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

### 5 入札の中止

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められると

きは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

## 6 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市のホームページにおいて公表する。

## 7 結果の通知及び公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。

## 第5章 事業契約に関する事項

### 1 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案書類に基づき、基本協定（別添資料 4「基本協定書（案）」）を締結する。基本協定の締結により、落札者を事業者とする。

### 2 事業者との仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて事業者が設立した S P C と本事業についての仮契約を締結する。

### 3 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

### 4 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定の S P C の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

### 5 事業者の事業契約上の地位

S P C へのすべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 6 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は事業者の負担とする。

### 7 入札保証金

入札保証金は免除する。

### 8 契約保証金

契約保証金は館林市財務規則第 191 条の規定による。

## 第6章 事業実施に関する事項

### 1 誠実な事業の遂行

事業者は、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

### 2 市による本事業の実施状況の確認

#### (1) 設計及び建設業務の実施状況の確認

設計及び建設業務の実施状況の確認については、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより実施する。

#### (2) モニタリング

維持管理及び運営業務の実施状況の確認については、別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定めるところにより実施する。

#### (3) サービス対価の減額

事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定めるところにより実施する。

### 3 事業期間中の事業者と市の関わり

(1) 本事業は事業者の責において遂行される。市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

(2) 市はプロジェクトファイナンスを想定していることから、本事業の安定的な継続を図るために、事業者に対して本事業に関して資金を融資する金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

### 4 支払い手続き

支払い手続きについては、別紙2「サービス対価の支払い方法」に定めるところによる。

## 第7章 その他

### 1 入札説明書等に関する問合せ先

本入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- |                |                                                                                         |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 担当部署       | 館林市教育委員会学校給食センター給食係                                                                     |
| (2) 住所         | 〒374-0026 群馬県館林市新宿二丁目 15-7                                                              |
| (3) 電話         | (0276) 73-2160                                                                          |
| (4) F A X      | (0276) 72-1050                                                                          |
| (5) 電子メールアドレス  | kyushoku@city.tatebayashi.gunma.jp                                                      |
| (6) ホームページアドレス | <a href="http://www.city.tatebayashi.gunma.jp">http://www.city.tatebayashi.gunma.jp</a> |

## 別紙1 入札価格の算定方法について

## 1 サービス対価の構成

市が事業者を支払うサービス対価は以下のとおりである。

費用項目		支払の業務対象		
サービス対価	サービス対価A	①文部科学省学校施設環境改善交付金対象となる業務 ②起債対象となる設計業務、工事監理業務及び建設業務 ・設計業務に係る費用のうち実施設計費 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用		
	サービス対価B	①設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ③開業準備及び引渡業務に係る費用 ④その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費 等 ⑤割賦金利		
	サービス対価C	①学校給食調理固定費	以下の費用について、事業者が固定費又は変動費として算定し提案する。 ・施設の保守管理 ・清掃 ・警備 ・車両調達 ・人件費 ・SPC経費 ・備品更新費 ・残菜処理費（減量化） 等	
		②学校給食調理変動費		
③配送車の燃料費				
	④光熱水費			

※上記の各サービス対価には、消費税は含めずに計算すること。

## 2 サービス対価の算定方法

### (1) サービス対価Aの算定方法

設計・建設業務に係る対価のうち、施設引渡し後に一括で支払うサービス対価Aは、以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式である。実際に支払う交付金額は、平成30年度時点の同要綱に基づいて算定した額となる。サービス対価Aの変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行うこと。

なお、事業者は、市が文部科学省学校施設環境改善交付金の交付を受けるにあたり、設計・建設段階において必要となる文部科学省等への申請書類等の作成において、全面協力すること。

項目		内容
サービス対価A (①+②)	文部科学省学校施設環境改善交付金	①学校給食施設の改築に係る交付金 A 新增築部分：93,906千円 <sup>※1</sup> （税込） B 改築部分：203,517千円 <sup>※1</sup> （税込）
	起債による一括支払金	②起債（補助金基本額部分） [ {(①A×2) + (①B×3)} - (①A+①B) ] ×75%

※1 記載している交付金の金額については、あくまで市が現時点で想定している参考値であることを留意すること。

## (2) サービス対価Bの算定方法

設計・建設業務に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり平準化して支払うサービス対価Bは、入札参加者が提案する「1 サービス対価の構成」に示すサービス対価B①～⑤割賦元金とし、入札参加者が提案する割賦金利を加え、15年間の元利均等方式によって算定し、提案を行うものとする。

項目	内容
割賦元金	サービス対価B①～⑤
割賦金利	基準金利＋スプレッド（入札参加者の提案による利鞘）

基準金利は、次のとおりとする。

項目	内容
提案時の基準金利	平成28年4月11日の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円－円金利スワップレート（TSR））
金利確定日	施設引渡し予定日の2銀行営業日前 （銀行営業日でない場合はその前営業日）

(3) サービス対価Cの算定方法

① サービス対価Cの算定方法

維持管理業務及び運営業務に係る対価であるサービス対価Cは、以下のとおり構成される。それぞれ以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

項目		内容
サービス対価C	①学校給食調理 固定費	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及びSPC経費等に係る費用が含まれることを想定している。</li> <li>固定費は、各年度、入札参加者が提案する一定の額とする。ただし、平成30年度（供用開始初年度）は他の年度の7/12、平成45年度（事業最終年度）は他の年度の5/12を乗じた金額とする。</li> </ul>
	②学校給食調理 変動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供食数に応じて変動する人件費、食器、残滓処理費等に係る費用が含まれることを想定している。</li> <li>変動費は、各期における合計の提供食数（後述②「提供給食数」を参照のこと。）に対し、入札参加者が提案する1食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。</li> </ul>
	③配送車の 燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>配送車に使用する燃料費が含まれる。</li> <li>配送車の燃料費は、入札参加者が提案する燃料単価に入札参加者が提案する使用量を乗じた額を支払うものである。</li> <li>支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての配送車の燃料費は支払わない。</li> </ul>
	④光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内で必要となる光熱水費が含まれる。</li> <li>光熱水費は、入札参加者が提案する電気、ガス、水道等の単価に入札参加者が提案する使用量を乗じた額を支払うものである。</li> <li>支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費は支払わない。</li> <li>市が市職員用事務室で使用する光熱水費についても、入札参加者が提案する単価に入札参加者の提案する使用量を乗じた額を支払う。市が使用する光熱水費については、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費を支払う。</li> <li>上下水道単価は、市の平成28年4月1日現在の単価を参照し提案すること。</li> <li>電気料金は、基本料金及び単価の根拠を示すこと（その後の物価変動も当該根拠に準じる）。</li> </ul>

## ② 提供給食数の考え方

## ア 年間提供食数

学校給食調理は、次の年間合計提供食数があるものとして算定し、提案を行うものとする。

年度	期間	年間合計提供食数
① 平成 30 年度	8 月 (2 学期から) ～3 月	848,510 食
② 平成 31 年度	4 月～3 月	1,281,000 食
③ 平成 32 年度	4 月～3 月	1,253,200 食
④ 平成 33 年度	4 月～3 月	1,228,000 食
⑤ 平成 34 年度	4 月～3 月	1,202,800 食
⑥ 平成 35 年度	4 月～3 月	1,177,600 食
⑦ 平成 36 年度	4 月～3 月	1,152,400 食
⑧ 平成 37 年度	4 月～3 月	1,126,800 食
⑨ 平成 38 年度	4 月～3 月	1,099,600 食
⑩ 平成 39 年度	4 月～3 月	1,072,600 食
⑪ 平成 40 年度	4 月～3 月	1,045,600 食
⑫ 平成 41 年度	4 月～3 月	1,018,600 食
⑬ 平成 42 年度	4 月～3 月	991,000 食
⑭ 平成 43 年度	4 月～3 月	974,200 食
⑮ 平成 44 年度	4 月～3 月	957,400 食
⑯ 平成 45 年度	4 月～8 月 (1 学期まで)	329,000 食
事業期間 合計食数		<b>16,758,310 食</b>

## イ 提供対象者数の保証

市は、維持管理・運営期間中に提供する給食数について、各年度毎 (5 月 1 日時点) の対象者数 (事業者が給食を提供すべき児童・生徒数と教職員数を合算した数) が 4,000 人以上となることを前提に提案書を求めることとする。

## ウ 提供給食数の決定方法

市は、事業者に対し提供月の前月 20 日頃までに予定する給食数 (以下「予定給食数」という。) を提示する。

予定給食数の提示後、学校行事等の日程変更等により、予定する提供食数に変更がある場合、市は、事業者に対し提供実施日の 2 稼動日前の 17 時までに実施する給食数 (以下「実施給食数」という。) を提示する。

予定給食数と実施給食数の差 (以下「変更給食数」という。) は 200 食以内を基本とする。変更給食数が 200 食を超える場合は協議を行うものとし、変更給食数が -200 食を下回る場合、事業者は予定給食数から 200 食を減じた食数により、変動費を算定する。

なお、予定給食数においては、4,000食/日未満の提示もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

エ 実際の提供給食数と変動費の算定方法

支払いに際しての実際の提供給食数と変動費の算定の基礎となる食数の関係を次に整理する。

変更給食数	提供給食数	変動費の算定基礎となる食数
±200食以内	実施給食数	同左
+200食超	予定給食数 +200食 +事業者の応諾した食数	同左
-200食超	実施給食数	予定給食数-200食

## 別紙2 サービス対価の支払い方法

### 1 サービス対価の支払い方法

#### (1) サービス対価の支払い方法

サービス対価の支払い方法は以下のとおりである。

費用項目		支払い方法
サービス対価	サービス対価A	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、市への施設の引渡し後、30日以内に市にサービス対価Aの請求書を提出する。</li> <li>市は、請求書受領後、30日以内に支払う。</li> <li>市は、文部科学省学校施設環境改善交付金及び起債による支払金について、一括で支払う。</li> </ul>
	サービス対価B	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、割賦元金及び割賦金利を合わせた額について、平成30年度第3四半期終了後（8月分含む）を第1回とし、四半期ごとに計60回に分けて支払う。</li> <li>割賦金利の計算に用いる利率は、施設引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッド【<u>    </u>】パーセントの合計とする。</li> <li>ただし、第1回の支払は、他の支払回における金額の120/90を乗じた額、最終回の支払いは、他の支払回における金額の60/90を乗じた額とする。</li> <li>市は、請求書受領後、30日以内に支払う。</li> </ul>
	サービス対価C	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、サービス対価Cの①②③④をまとめて、平成30年度第3四半期分（8月分含む）を第1回とし、四半期ごとに計60回支払う。</li> <li>ただし、第1回の支払は、他の支払回における金額の120/90を乗じた額、最終回の支払いは、他の支払回における金額の60/90を乗じた額とする。</li> <li>市は、請求書受領後、30日以内に支払う。</li> </ul>
	①学校給食調理固定費	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、入札参加者が提案した各回の額を支払う。</li> </ul>
	②学校給食調理変動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、各期における合計の提供給食数に入札参加者が提案した1食単価を乗じた額を支払う。</li> </ul>
	③配送車の燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、入札参加者が提案した燃料単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を支払う。</li> <li>支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案した使用量を超過する場合には超過分についての配送車の燃料費は支払わない。</li> </ul>
④光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、入札参加者が提案した電気、ガス、水道等の単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を支払う。</li> <li>支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案した使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費は支払わない。</li> <li>市が市職員用事務室で使用する光熱水費についても、入札参加者が提案した単価に入札参加者の提案した使用量を乗じた額を支払う。市が使用する光熱水費については、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費を支払う。</li> </ul>	

## (2) サービス対価の支払い時期

サービス対価の支払い時期は以下のとおりである。

## 【サービス対価の支払い時期】

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス対価A：請求書受理後30日以内</li> <li>・サービス対価B：請求書受理後30日以内</li> <li>・サービス対価C：請求書受理後30日以内</li> </ul>
第2四半期	7月1日～9月30日 (最終回：平成45年度は 7月1日～8月27日)	
第3四半期	10月1日～12月31日 (初回：平成30年度は 8月28日～12月31日)	
第4四半期	1月1日～3月31日	

## 2 サービス対価の改定

### (1) サービス対価Bの改定

サービス対価Bについて、以下のとおり物価変動に基づいて改定させる。

- ① 市及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により設計・建設業務に係るサービス対価A及びBが不適当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期（引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。
- ② サービス対価の改定方法は、変動前工事費等（本契約に定められたサービス対価A及びBの合計額からから割賦金利及び③アの基準日における出来形（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事費等（以下③により算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額（以下、「改定増減額」という。）について、サービス対価Bの元本に加除し、これに基づき割賦金利を再算定したサービス対価Bの改定額を定めるものとする。なお、サービス対価Aの改定は行わない。
- ③ サービス対価の改定手続きは、次に示すとおりとする。
  - ア ①の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
  - イ 市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者に通知する。事業者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
  - ウ 改定増減額については、入札日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の計算式により算定する。

$$A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$A = \alpha \times B + B \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

A : 改定増減額（サービス対価Bの増減額）

B : 変動前残工事費

$\alpha$  : 改定率

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{入札日の指数}} - 1$$

※ $\alpha$ は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 $\alpha$ の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

- エ 改定率の算定の用いる指標は、建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数（工場 Factory S－工事原価）とし、入札日及び基準日の属する月の確報値とする。ウの算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。

オ ①に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価A及びBが不適当となったと認めたとき」とは、エに示す入札日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする）との比（上記ウの $\alpha$ に相当する率）の絶対値が1,000分の15を超える時をいう。

カ 設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。

- ④ 上記①の規定による請求は、本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記①～③において「事業契約締結の日」及び「入札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」、「設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）」とあるのは「12ヶ月」と、それぞれ読み替えるものとする。

## (2) サービス対価Cの改定

サービス対価Cは、以下のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。

改定率 $\alpha$ は、次のとおりである。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値}}$$

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

### ① 学校給食調理固定費

(t年度のサービス対価C（改定後）の固定費)

$$= (\text{入札参加者の提案におけるサービス対価Cのうち固定費}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

### ② 学校給食調理変動費

(t年度の給食1食当たりの単価（改訂後）)

$$= (\text{入札参加者の提案におけるサービス対価Cのうち給食1食当たりの単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

### ③ 配送車の燃料費

(t年度の配送車の燃料費の単価（改定後）)

$$= (\text{入札参加者の提案におけるサービス対価Cのうち配送車の燃料費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※提案された使用料の範囲で実際の使用量について物価変動を反映させる。

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

## ④ 光熱水費

(t 年度の光熱水費の単価 (改定後))

= (入札参加者の提案におけるサービス対価Cのうち光熱水費の単価) × 改定率  $\alpha$

※提案された使用料の範囲で実際の使用量について物価変動を反映させる。

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

## 【サービス対価Cの改定方法】

費用項目	改定費目	物価指標	改定方法
サービス対価C	①学校給食調理固定費	消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」)	・毎年度6月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の固定費を確定
	②学校給食調理変動費		・毎年度6月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る1食当りの単価を確定 ・サービス購入料としては、上記の変動費単価に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	③配送車の燃料費	事業者との協議にて決定	・毎年度6月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の配送車の燃料費を確定
	④光熱水費		・毎年度6月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の光熱水費を確定

※初回の計算は平成27年度の平均値及び平成28年度の平均値を用いるものとし、平成30年度第3四半期分のサービス対価より適用する。

※指標は、入札参加者の提案を踏まえて、市との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなったり、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなったりした場合は、その後の対応方法について市と選定事業者との間で協議して定めるものとする。

### 別紙3 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

#### 1 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、維持管理及び運営の対価であるサービス対価Cとする。

#### 2 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、事業契約書、入札説明書等、事業者提案等に示される維持管理業務及び運営業務に関する内容を履行していないことにより、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合（児童、生徒が給食を食した場合）
レベル4	給食を提供できなかった場合（児童、生徒が給食を食すことができなかった場合）

#### 3 減額等の決定過程

- (1) レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者には相当な是正期間を提示する。
- (2) 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されないときは、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントが付与される。
- (3) 事業者は、レベル3又はレベル4の状態に陥ったときは、1日につき、次のペナルティポイントが付与される。

影響を受けた児童、生徒の割合	レベル3	レベル4
1%未満	0.5ポイント	1ポイント
1%以上5%未満	1ポイント	2ポイント
5%以上10%未満	1.5ポイント	3ポイント
10%以上	2ポイント	4ポイント

- (4) 市及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

#### 4 サービス対価Cの変動費の減額

レベル4については、該当する食数分について変動費から減額する。

<算定式1>

$$\text{減額分} = \text{変動費} \times \text{未提供給食数} \div \text{予定給食数}$$

#### 5 サービス対価C総額の減額

- (1) 各年度の四半期における累積ペナルティポイントが次のとおりとなったときは、減額等の措置内容が決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
4未満	減額等なし
4以上8未満	100分の20の減額
8以上	支払停止

- (2) 上表の100分の20の減額は、変動費の減額分があった場合は、これらを合算して減額する。

<算定式2>

$$\text{減額分} = \text{サービス対価C} \times 100 \text{分の} 20 + \text{算定式1で求められる額}$$

- (3) 累積ペナルティポイントが8以上の場合、支払停止とするが、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4未満であれば、翌期分の支払時に、当該サービス対価C相当額の100分の80を加算して支払う（ただし、レベル4による変動費の減額分については控除する。）。

<算定式3>

$$\begin{aligned} \text{翌期の加算分} &= \text{当該期のサービス対価C（固定費+減額前の変動費）} \times 100 \text{分の} 80 \\ &\quad - \text{当該期の算定式1で求められる額} \end{aligned}$$

- (4) 累積ペナルティポイントが8以上の場合で、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4以上であれば、市は契約を解除することができる。